

【監理団体の許可の取消しの内容】

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：協同組合室
- (2) 代表者職氏名：代表理事 白馬 愛子
- (3) 所在地：富山県射水市上条 6 6 番地 1 5

2 処分等内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 1 月 19 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分等理由

傘下の実習実施者に対する監査及び訪問指導を適切に行っていなかったこと、及び、技能実習計画の作成指導を適切に行っていなかったことから、監理事業を適切に行うに足りる能力を有するとは認められず、技能実習法第 25 条第 1 項第 2 号の基準を満たさないため、同法第 37 条第 1 項第 1 号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当することとなったため。